

平成18年第1回臨時会

御 宿 町 議 会 会 議 録

平成18年5月15日 開会

平成18年5月15日 閉会

御 宿 町 議 会

平成18年第1回御宿町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号(5月15日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
会議録署名人の指名について	4
会期の決定について	5
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	11
閉会の宣告	13
署名議員	14

御宿町告示第18号

平成18年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成18年5月11日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成18年5月15日

2. 場 所 御宿町役場議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成18年御宿町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

平成18年5月15日(月曜日)午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 議案第 2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	石井芳清	2番	松崎啓二
4番	伊藤博明	5番	吉野時二
6番	川城達也	7番	式田孝夫
8番	瀧口義雄	9番	白鳥時忠
10番	小川征	11番	中村俊六郎
12番	浅野玄航	13番	貝塚嘉軼
14番	新井明		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎	助役	吉野和美
教育長	岩村 實	総務課長	吉野健夫
企画財政課長	瀧口和廣	産業観光課長	藤原 勇
教育課長	田中とよ子	税務会計課長	木原政吉
建設環境課長	井上秀樹	住民水道課長	米本清司
保健福祉課長	氏原憲二		

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄	係長	市原 茂
------	------	----	------

開会の宣言

議長（伊藤博明君） 皆さんこんにちは、本日、平成18年第1回臨時会が招集されましたが、議員の皆様にはご多用のところ出席いただきましてご苦労様です。

本日の出席議員は13人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成18年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告と合わせてあいさつがあります。

井上町長。

町長あいさつ

町長（井上七郎君） 皆さんこんにちは。本日ここに、平成18年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会において審議をいただきます案件は、町税条例の一部改正に関する専決処分の承認1件、また平成17年12月5日いすみ市設置に伴い、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の構成市町数の減少により、議員及び副管理者の定数並びに負担金等の見直しの必要性が生じたことから、当組合規約の一部を改正する規約の制定についての協議に関する案件の2議案を提案するものであります。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、簡単ですが、冒頭の挨拶といたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

11番、中村俊六郎君、12番、浅野玄航君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程はあらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の日程は、本日1日限りといたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただ今、議題となりました議案第1号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に交付され、4月1日から施行となったことに伴い、町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 木原税務会計課長。

税務会計課長（木原政吉君） それでは、税条例の一部改正について説明させていただきます。説明資料といたしまして、改正条例文、新旧対照表、税条例の改正概要をお配りしてありますが、一番後ろにつけてあります両面コピーの税条例の改正概要をもとに直接、住民生活に関係いたします主だった改正点について説明させていただきます。

まず、個人町民税ですが、生活扶助基準額、生活保護基準額の引き下げに伴い、これらを勘案し

て設定されております均等割非課税限度額、所得割非課税限度額の改正が図られました。

限度額の算定に用いられる加算額が均等割非課税限度額につきましては 現行 17万6千円が16万8千円に、また、所得割非課税限度額につきましても、現行35万円が32万円に改正されましたが、昨年度をもとに試算しましたところこの階層の該当者は無く、町においては影響は無いと考えております。

2点目といたしまして、地震保険料控除が創設されました。

現行あります損害保険料控除のうち、控除対象を地震保険に限定し、改組するもので、控除限度額も1万円から2万5千円に引き上げるものであります。

なお、経過措置といたしまして、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料を支払った場合には、従前の保険料控除が適用されます。

3点目としまして税率構造の改正であります。これが今回の条例改正で一番大きな改正と思えますが、国から地方への税源委譲に伴う個人住民税所得割の税率改正で、現行3段階の累進税率を6%の均一税率に改正するもので、実質的には県税の4%と合わせまして10%となり、町県民税として課税するものです。これに伴い変動所得や臨時所得における平均課税方式が廃止され、退職所得や分離課税においても改正がされました。

また、人的控除額の差による負担増の調整や、住宅ローン減税の影響による負担増を調整する措置も設けられました。

これは、平成19年度からの適用となりまして、この税源委譲による町への住民税の増収見込みは約5,300万程度と見込んでおります。この分所得税が減税されますので納税者個々の税負担合計には変化はありません。これにより大半の納税者の皆さんが住民税が増加することになり、それによりまして今後、町の徴収体制の向上が課題と認識しております。

4点目といたしまして、定率減税の廃止があります。

18年度は2万円を限度に所得割の7.5%が定率減税となっておりますが、19年度から廃止となります。これによる増収税額は約1,300万円と見込んでおります。

次に固定資産税であります。1点目が、土地に係る負担調整措置の改正で、負担水準の低い土地に関しての均衡化を進める改正が行われております。

2点目といたしまして、住宅耐震改修に伴う減額措置の創設で、昭和57年1月1日以前から所在いたします住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、30万円以上の耐震改修を行い、現行の耐震基準に適合することが証明された場合につきましては、その固定資産税を2分の1に減額されることとなりましたことに伴います改正であります。

次に、たばこ税の改正であります。一部記載の誤りがありまして、申し訳ありませんが、訂正いただきたいと思いますが、一番下の本則分の下に軽減分と書いてありますが、これについて削除をお願い申し上げます。この2段書きの現行の税率につきましては、1,000本単位の町に入る税率であります。上の段現行2,977円、下の段1,412円と分かれておりますが、上の段につきましては、旧3級品以外ということで、例えばマイルドセブンとかチェリー、そういった270円程度で売られているものの税額と、下が若葉、新星、エコーといった旧3級品という扱いのもの説明であります。これの1,000本単位の町に入るたばこ税の分が、上段につきましては2,977円が3,298円に、下の段につきましては1,412円が1,564円にそれぞれ7月1日から上がるものでありまして、例えばマイルドセブン等のたばこ一箱につきましては、現在約59円の町たばこ税が課せられておりますが、これが7月1日からは6円増の約65円というふうになります。ただし、最近の傾向では喫煙者が年々減少しておりますので、税率改正による町への増収分は約300万円と見込んでおります。

改正内容につきましては、今後、納付書発送時に改正点のリーフレットを同封することや、お知らせ版、広報、ホームページ、また申告書に添付する記載要領や申告相談会場でのパネル設置や説明等で十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、今回の改正による町税への影響額は、先ほどより個々には申し上げていますが、今後の景気回復等の状況により変動しますが、合わせまして概ね7,000万円程度の増加と見込んでおります。

以上、説明を終わりますがご承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。石井です。

今説明いただきましたが、最終的には、全体で7,000万円増ということではありますが、これは国県といろいろな税の改正があるようですので、一般的に町民からの負担増というのは幾らぐらいになるのか。町全体としての町民から町税を含めて上がってくるわけですね。そのトータルが7,000万円であったわけですので、その辺はどうなのか。それから今回いろいろと改正があったわけですが、一口に小泉内閣が進めております三位一体の改革、構造改革の中での税制改革の位置づけの中だろうと思われませんが、その中では昨今のテレビや新聞などのニュースを見ていますと、例えば先日のトヨタの決算については4期連続ということで、前期比17.2%増、1兆3,721億円という最高益ということで、国は景気は上向いているというような話をしているわけです。そうしましたら、別に税率を変えなくとも税収は簡単に言うと上がってくるのではないかと。では、例えば今回は税制改正、いろいろな税制改正の中で7,000万円というわけではありますが、本来税制改正をしない場合は、幾らぐらいだったのか。昨年並みのいろんな税制ですよ。これは要するに今回の条例改正でいろんなもろもろの動きの中で、プラス7,000万円と今説明があったわけですね。では、今回の税制改革をやらなかったとした場合に、どのくらいの税収があるのか無いか。要するに端的にいうと国は景気がいいと、上向いたと言うけれども、地方はどうなんだといった場合に、今までの税制のとおりだとすると下がる。例えば、固定資産なんかも多分下がってくると思うんですよ。路線価下がってるわけですから。まあそれは直接景気と関係ないないんだけれども。そういうことも含めて、もしこれをやらなかった場合はどの程度と試算しているのかということと今回の税制改正とではどういうことなんだろうということが、2つの側面で説明されないと、先ほどいった中でどういうことなのかというのがよくわかりません。定率減税、例えば今回も4の中で定率減税の廃止というのがありますけど、そもそも大企業減税などとセットの中

でやってきたというふうに過去思えるわけでありますから、これで儲かっているのだから儲かっているところもきちんと今回やってあるのかどうなのか。まあ本町に該当する企業は無いというふうに思いますけど。ですから、冒頭の中で本町に該当する部分だけの説明というような話で、説明いただいたと思うんですけども、ではその部分は今回どうなっているのかというものも含めて説明を受けたいと思います。

それと、もう一点この今回の条例なんですけれども、専決処分ということで議案提案をいただいたわけでありますけれども、今のお話のうえからでも、例えば平成19年4月1日から適用と。それから18年度分から適用とかいくつかあるわけでありますけれども、18年度から適用であれば専決としての処分の仕方はわかるわけですけども、19年例えば4月1日ということであれば、周知期間も含めてまだ時間があるわけでありますから、専決としてはなじまないんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、そういう部分はきちんと専決の部分は専決と。専決でない部分については後ほど議案としてですね、やはり提案説明いただくということが大事じゃないかと思うんですね。近隣の自治体でもそういうふうにきちんと分けてやっているところもあるようでございますので、まあ今後どういうふうにしていくか、是非前向きに協議していただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務会計課長。

税務会計課長（木原政吉君） まず第一点目の直接住民に影響を与えるかということでありますが、今回の税率改正は適用時期がさまざまでありまして、それをトータルして7,000万、19年から発生する部分もありますけど、その中で大きい5,300万については税源委譲の関係で所得税から個人住民税に移るということで、実際の納税者の方についてはトータルで影響はないということでありまして、これを除いた約1,600万。定率減税の廃止1,300万円と、たばこ、これは吸う方が限られていますけど、300万、併せて1,600万円が町民に負担を求める部分というふうにとらえております。

それと、景気が国全体で上向いているということではありますが、固定資産は地価の下落等で別としまして、住民税の積算についてはまだまだ地方については明るいというか、国並みの発表ほどの

景気の回復は見込めておりませんので、通常どおりの、前年度と同じペースで見えております。次に今回の改正については地方税法の改正に基づく町条例の改正でございまして、個人ではなくて大企業に対してどういう改正がされたかというお話ですが、これについては国税の関係とか法人税の関係の改正がされていると思いますので、今回の地方税法の中では改正ではございません。

専決処分の在り方ということで、今回国会の審議等を受けまして例年3月末に地方税法の改正が公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、町税条例の一部改正を例年同様、専決処分で行っております。経過措置も含めて関連する部分もあり、今まではそのような専決処分で行っておりますが、近隣を見ますと、御宿町、大多喜町、いすみ市が一括の専決処分で税条例の改正を行っており、勝浦市が議員ご指摘のように、専決部分と議決部分で対応しております。今後その他の団体も含めまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

そうすると三位一体という中だというふうに思えるわけではありますが、今回税源委譲された分とですね、それから一方で歳出面はどうかという部分で、これは先般の定例会でも質問いたしましたのが、そういう事業面ですね。国から例えば障害者の問題だとか、いくつかこの間も事業が市町村にきているわけですが、そうしたものの影響額は果たしていくらなのか。

要するに本当にこうきちんと地方に権限を与えるんだと言っておきながら、それだけに見合った財源がきちんと、仕事に見合った されているかっていうことが大事なことだと思うんですね。それは、御宿町としては今回の中では、歳入歳出のなかではどういうふうに考えているのか。実際はどうなのか説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長課長（瀧口和廣君） 誠に申し訳ありませんけれど、ただいまデータをもっていないので、後ほど調べて報告したいと思います。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

議長(伊藤博明君) これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(「挙手多数」)

挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第4、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただ今議題となりました、議案第2号夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の構成市町であります夷隅町、大原町及び岬町が平成17年12月5日に合併し、新たにいすみ市が設置されたことに伴い、夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関し、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 瀧口企画財政課長。

企画財政課長(瀧口和廣君) 議案第2号の説明をいたします。

本協議は、構成団体の一部が合併したためのものと、費用負担割合について負担金検討委員会を設置し、割合等の見直しの検討を重ね、答申されたものが本議会での協議となっております。

議案第2号の規約の参照をお願いいたします。

本則中「および」とひらがなで記されているものを、漢字で「及び」と改めます。

第1条中「広域市町村圏振興整備措置要綱に基づく」を削除します。この要綱が既に廃止になっていることからです。第3条中の見出しを「構成市町」に改めることと、大原町、夷隅町、岬町を削り、「いすみ市」と改めます。第6条中、議員の定数「18人」を「12人」とします。各市町3名となります。第9条第2項中、「5人」を「3人」に改めるは副管理者の数です。副管理者は管理者以外の団体の長となります。第12条第2項に定められている負担金の負担割合を改めます。よって、別表を改めます。規約の参照をお願いいたします。

現行では、規約の最終ページに定められている、通常の経費が「均等割り100分の25」、「人口割り100分の75」とあるものを、規約第4条に定められている1号から7号及び9号の経費は「均等割り100分の3」、「人口割り100分の97」に改めます。

なお第4条の1号から7号ということですが、1号は経常経費、2号は老人福祉センター、3号は共同研修、4号は夷隅農林業センターの経費、5号は在宅当番医の経費、6号は福祉作業所の建設経費にかかるもの、7号は消防費にかかるもの、9号は介護認定の経費にかかるものでございます。これらを100分の3と、100分の97に改めるものです。

第13条は、地方自治法で定めていることでもありますので、規約で定める必要がないことから削るものです。次に附則1は、負担金の適用は18年度から適用するということです。2はいすみ市を加えることと、清掃組合がいすみ市となったための構成市町を変えます。

なお、負担率が変わることにより、御宿町は18年度予算現行では負担額1億8,206万9,000円であったものが、改正後は1億7,269万9,000円となり937万円の減額となります。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

議長（伊藤博明君） 質疑ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

議長(伊藤博明君) これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(「全員の挙手」)

全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣言

議長(伊藤博明君) 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長(井上七郎君) 平成18年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

この度の臨時会では、夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の改正に関する案件をはじめといたします、2議案について審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれも承認・ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

どうぞ今後とも、よろしくご指導、ご協力のほど、お願い申し上げますとともに、健康には十分留意され、これからもご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(伊藤博明君) どうもありがとうございました。

以上で平成18年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

慎重審議ご苦労様でした。

(閉会午後1時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年6月20日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 中 村 俊 六 郎

署名議員 浅 野 玄 航